

ガス事業者別排出係数の算出方法等について

2025年10月 3 日

検討会事務局

1. これまでの経緯

2. 本日御議論いただきたい事項

(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について

3. 今後の検討事項

1. これまでの経緯

2. 本日御議論いただきたい事項

(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について

3. 今後の検討事項

1. これまでの経緯①

2030年度の導入目標に向けた環境整備

2025年3月の第37回ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、合成メタンの導入促進に向けて、**エネルギー供給構造高度化法**により**2030年度の目標を設定**するとともに、ガス小売事業者間の公平な競争の環境を整備する観点から、**ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用**については、**託送料金原価に含めることを可能とすると整理した**。これを受け、**2025年7月に関係法令等の改正を実施**。

短期的な目標に向けて必要な規制・制度（概要）	
高度化法における目標設定	託送料金制度の活用
（１）目標となる対象ガスは現行のバイオガスに加え合成メタンを追加 （２）事業者の判断の基準となる目標（合成メタン・バイオガスの目標） ・2030年度において、各事業者のガス小売供給量（熱量ベース）の１％相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入 ・効率的な経営の下における合理的に利用可能な範囲内において、各ガス事業者のガス小売供給量（熱量ベース）の５％相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。ただし、合成メタン及びバイオガスの注入量については、各ガス事業者におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の状況を考慮するものとする。 （３）計画作成事業者 ・前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億MJ以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象） （４）目標達成のための証書導入の必要性については検討を継続	（１）算入可能額の算出方法 ・ガス小売事業者間の公平な競争の環境を整備する観点から、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、託送料金原価に含めることを可能とする （２）高度化法目標達成のために必要となる調達費まで計上可能 （３）環境価値の扱い ・その導入に係る費用を負担しているガス小売事業者に公平に分配 ・分配された環境価値については、例えばカーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューにおいて、特定の需要家向けに用いることを可能とする （４）託送料金の改定 ・算入可能額については、調達者たるガス小売事業者が経産大臣の承認を得る ・託送料金の改定に当たっては、算入可能額のみを審査する変分改定

1. これまでの経緯②

- 2025年5月の第4回 温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（以下、「係数検討会」という。）にて、**託送制度を活用して合成メタンを供給する場合の算定式について、託送負担合成メタン等量と託送分配合成メタン等相当量を新たに定義し、整理した。**
- 一方、同検討会では、①**託送制度を活用して合成メタンの排出削減価値が分配された小売事業者における、通達別紙2「合成メタンに係る確認事項について」の確認方法**、②**分配された排出削減価値の全量をメニューの購入を希望する需要家に販売する方法**、について**今後の検討課題**とした。
- **第4回係数検討会の整理事項と今回の係数検討会での御議論いただきたい内容を踏まえ、2025年度中に「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（以下、「通達」という。）を改正予定。**

【参考】託送料金制度の活用について（その他）

5. 環境価値の分配

- 今般の託送料金制度を活用して合成メタン等をネットワークに注入した場合には、託送料金制度によりネットワーク内の事業者に対し、非化石エネルギー導入に係る追加的な費用負担を広く求めることから、その合成メタン等に係る環境価値については、**注入されたネットワーク内のガス小売事業者に対して、負担に応じて公平に分配される仕組み**とする。
- その際、公平に分配されることを担保するため、以下の事業者に対して、それぞれ直近のネットワーク内の実績について報告徴収を行い、その結果を公表することとしてはどうか。
 - ✓ 制度を活用している調達小売事業者・・・・・・・・・・合成メタン等の注入量
 - ✓ 合成メタン等を注入されたネットワークの導管事業者・・・託送供給量
- なお、分配された環境価値については、昨年7月の本WGにおいて、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができると整理しており、**具体的な反映方法については、別途、「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において整理**する。

6. 小売ガイドラインへの位置づけ

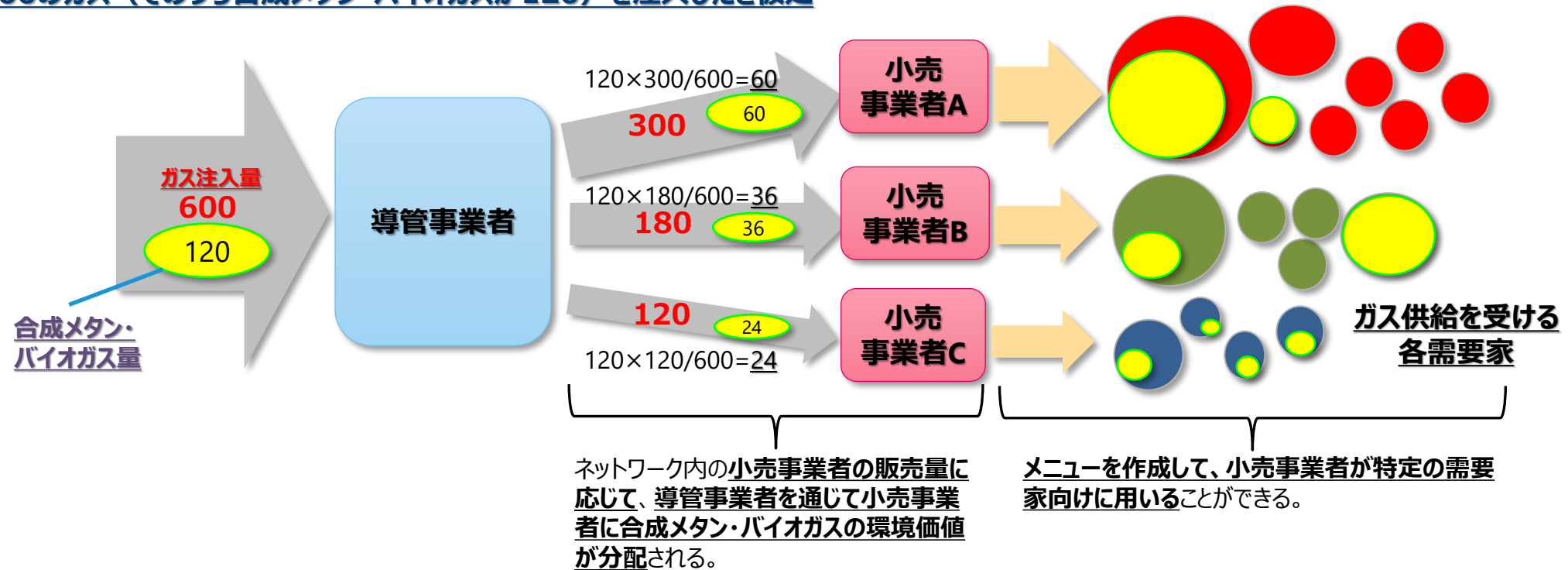
- 昨年7月の本WGにおいても、需要家に対する費用負担の透明性の確保や環境価値の表示方法に関する小売ガイドラインへの位置づけの必要性などを整理したところであり、**ガイドラインにおいて規定すべき内容については、「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」における5.に係る議論を踏まえ、今後、整理**する。

【参考】調達費を託送料金原価に算入した合成メタン・バイオガスの環境価値の扱い

- ネットワークにより小売事業者間で分配された合成メタン及びバイオガスの環境価値については、例えば「合成メタンを一定割合含むメニュー」など、カーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューを作成して、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができることとする。

【考え方】

600のガス（そのうち合成メタン・バイオガスが120）を注入したと仮定



【参考】SHK制度の概要

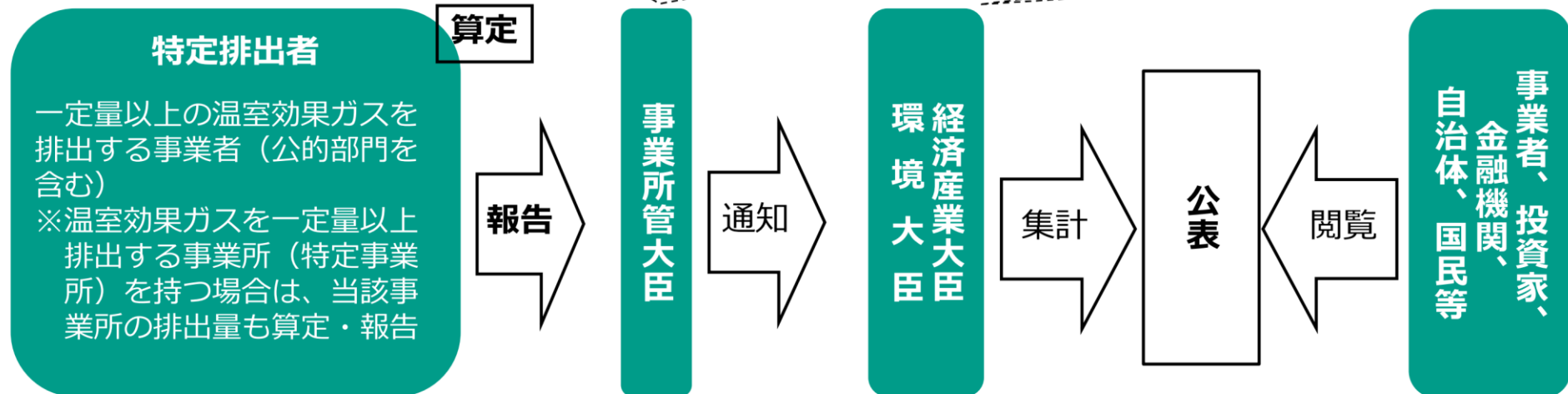
- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者（特定排出者）に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度である。

SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

①対象となる事業者（特定排出者）は、自らの前年度の排出量を算定し、自らが行う事業を所管する大臣に報告

②事業所管大臣は、報告された情報を環境大臣・経済産業大臣に通知

③環境大臣・経済産業大臣は、通知された排出量とその関連情報を公表



- ※ 排出量の増減理由や排出削減の取組内容など、排出量に関連する情報も任意で報告可能。
- ※ 特定排出者は、自身の排出量が公表されることで自身の権利利益が害される恐れがあると思料する場合は、事業所管大臣に権利利益の保護を請求することが可能。
- ※ 報告義務違反又は虚偽報告に対しては罰則。

【参考】託送制度を活用した合成メタン等の係数への反映方法について①

- 令和7年3月に開催された第37回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループにて、託送料金制度を活用して合成メタン・バイオガス（以下、合成メタン等とする。）をネットワークに注入した場合には、その合成メタン等に係る排出削減価値については、注入されたネットワーク内のガス小売事業者に対して、負担に応じて公平に分配される仕組みとすると整理された。
- これを反映するため、まず「託送負担合成メタン等量」として、導管事業者から合成メタン等調達費の支出を受けた合成メタン等量と定義。
- さらに、「託送分配合成メタン等相当量」として、ネットワークに注入された合成メタン等量に、当該導管事業者のネットワークにおけるガス小売事業者の小売販売ガス量を乗じ、ネットワーク全体の小売託送供給量で除した合成メタン等の相当量と定義。

$$\begin{array}{lcl} \boxed{\text{託送負担合成メタン等量}} & = & \boxed{\text{導管事業者から合成メタン等調達費の支出を受けた合成メタン等量}} \\ \\ \boxed{\text{託送分配合成メタン等相当量}} & = & \boxed{\text{託送制度を活用して当該導管事業者のNW内に注入された合成メタン等量}} \times \frac{\boxed{\text{当該導管事業者のNWにおける小売販売ガス量}}}{\boxed{\text{当該導管事業者の小売託送供給量}}} \end{array}$$

【参考】託送制度を活用した合成メタン等の係数への反映方法について②

- 託送制度を活用して合成メタン等を注入した場合のガス事業者ごとの基礎排出係数の算出方法については、以下のような算定式としてはどうか。

現行の算出方法

$$\begin{array}{c} \text{基礎} \\ \text{排出係数} \end{array} = \frac{\text{基礎二酸化炭素排出量 (t-CO}_2\text{)}}{\text{販売ガス量}}$$

販売ガス量

－

供給バイオガス量
／ 供給合成メタン量

＋

託送負担
バイオガス量

－

託送分配
バイオガス量

×

省令の
排出係数

改正案

$$\begin{array}{c} \text{基礎} \\ \text{排出係数} \end{array} = \frac{\text{基礎二酸化炭素排出量 (t-CO}_2\text{)}}{\text{販売ガス量}}$$

販売ガス量

－

供給合成メタン等量

＋

託送負担
合成メタン等量

－

託送分配
合成メタン等相当量

×

省令の
排出係数

※託送負担バイオガス及び託送分配バイオガスについては、令和8年度報告（令和7年度実績）においてのみ引き続き算定可能とする。

9

【参考】託送制度を活用した合成メタン等の係数への反映方法について③

- メニュー別排出係数の算出方法については、以下のような算定式としてはどうか。
- また、排出削減価値を必要とする需要家へより適切に供給する観点から、託送分配合成メタン等相当量については、メニュー別に仕分け可としてはどうか。

現行の算出方法

$$\text{メニュー別基礎排出係数} = \frac{\text{メニュー別基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)}}{\text{メニュー別販売ガス量}}$$

メニュー別基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2) の算定式（メニュー別に仕分け可）:

$$\left(\text{メニュー別販売ガス量} - \frac{\text{供給バイオガス量}}{\text{供給合成メタン量}} + \text{託送負担バイオガス量} - \text{託送分配バイオガス量} \right) \times \text{省令の排出係数}$$

改正案

$$\text{メニュー別基礎排出係数} = \frac{\text{メニュー別基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)}}{\text{メニュー別販売ガス量}}$$

メニュー別基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2) の算定式（メニュー別に仕分け可）:

$$\left(\text{メニュー別販売ガス量} - \text{供給合成メタン等量} + \text{託送負担合成メタン等量} - \text{託送分配合成メタン等相当量} \right) \times \text{省令の排出係数}$$

※託送負担バイオガス及び託送分配バイオガスについては、令和8年度報告（令和7年度実績）においてのみ引き続き算定可能とする。

【参考】第4回係数検討会における、今後の検討事項

- ガスの通達別紙2「合成メタンに係る確認事項について」にて、ガス事業者別排出係数の算定における合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合の確認事項が記載されている。しかしながら、分配された排出削減価値についてガス小売事業者が別紙2の確認事項すべてを自身で用意することは困難と予想される。そこで、分配された排出削減価値については、例えば必要に応じて国が確認事項を事前に確認するなど**代替方法の検討が必要。具体的な方法については今後の検討事項とする。**
- また、SHK制度では、需要家へのメニュー販売はネットワークへ合成メタン等が注入された当該年度内に限定されている。一方で、各年度のネットワークに注入された合成メタン等量、ガス小売事業者の小売販売ガス量、ネットワーク全体の小売託送供給量、託送負担合成メタン等量、託送分配合成メタン等相当量は、各年度終了後に確定するため、小売事業者は、確定した託送分配合成メタン等相当量に基づいて全量をメニュー販売ができない。そのため、**分配された合成メタン等相当量の全量をガス小売事業者がメニューの購入を希望する需要家に販売することができるよう、排出削減価値の取り扱い方法についても今後の検討事項とする。**

1. これまでの経緯

2. 本日御議論いただきたい事項

(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について

3. 今後の検討事項

2. 本日御議論いただきたい事項

(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

- ガス事業者別排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合は、回収された二酸化炭素が原排出者側で計上された上で、合成メタンが使用されたことの証明が必要。
- 通達に記載の合成メタンに係る確認事項について（以下「別紙2」という。）に記載の内容が確認できる資料（以下「根拠資料」という。）を環境省及び経済産業省が確認することとしている。
- 本来、根拠資料は事業者別係数を提出する事業者が用意すべきところ、託送制度を活用する場合、託送分配合成メタン等相当量の分配をうける事業者は、機微情報を含む合成メタンの根拠資料を入手※できず提出ができない場合がある。
※入手にあたっては製造事業者等と個別に秘密保持契約等が必要となる。
- 今回は、①託送制度を活用しない場合②託送制度を活用する場合、における根拠資料の確認方法について整理を行う。

ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

別紙2

合成メタンに係る確認事項について

ガス事業者別排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を環境省及び経済産業省が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を記載した資料、配管図等の必要な資料により確認することとする。

- 一 使用する合成メタンの原料となる回収した二酸化炭素（以下「回収二酸化炭素」という。）の量
- 二 回収二酸化炭素を回収した者
- 三 回収二酸化炭素を回収した期間
- 四 回収二酸化炭素の回収が行われた地点
- 五 回収二酸化炭素に係る発生の由来
- 六 合成メタンを製造する事業者が回収価値³を有する回収二酸化炭素を用いて製造していること
- 七 供給合成メタン量
- 八 合成メタンを需要家に供給した者
- 九 合成メタンの供給期間
- 十 合成メタンを注入した地点
- 十一 合成メタンに係る排出削減価値⁴が需要家に帰属すること

【参考】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会における議論

第9回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（令和6年6月18日）資料3

論点② 回収価値の証明に関する要件

- 削減価値はそれ自体で主張することはできず、回収価値とセットとなって初めて削減効果を主張できるものである。このため、回収価値についても、正確に記録する必要がある。
- 回収価値の確からしさを確認する上では、
 - ・回収に係る物量
 - ・回収者や回収由来等の関連する情報などを併せて盛り込み、必要に応じ、事後的な検証を行えるようにすることが重要ではないか。
- その際の記載事項の正確性の確認ができる仕組みも必要ではないか。

回収価値の証明に際して必要な情報	
回収に係る物量	回収したCO ₂ の量
回収者や回収由来等の関連情報	回収した者
	回収日 (又は期間)
	回収地点
	CO ₂ の発生由来

※カウントルール上必須ではないが、回収方法に係る情報も参考情報として付記することも考えられる。

【参考】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会における議論

第9回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（令和6年6月18日）資料3

論点③ 使途の証明に関する要件

- CCU及びCCSについては、CO₂の回収価値証明と、当該CO₂が排出削減を生む使途に使用された証明を併せることで、排出削減価値が創出されるとした。
- このため、使途の証明についても、物量情報や使用者等の関連情報を必要としてはどうか。なお、使用時点については、排出削減を生む使途に使用されたことが明らかなことが必要であるため以下のとおり整理してはどうか。
- また、回収証明と同様に記載内容の正確性が第三者からも確認できるような仕組みが必要ではないか。

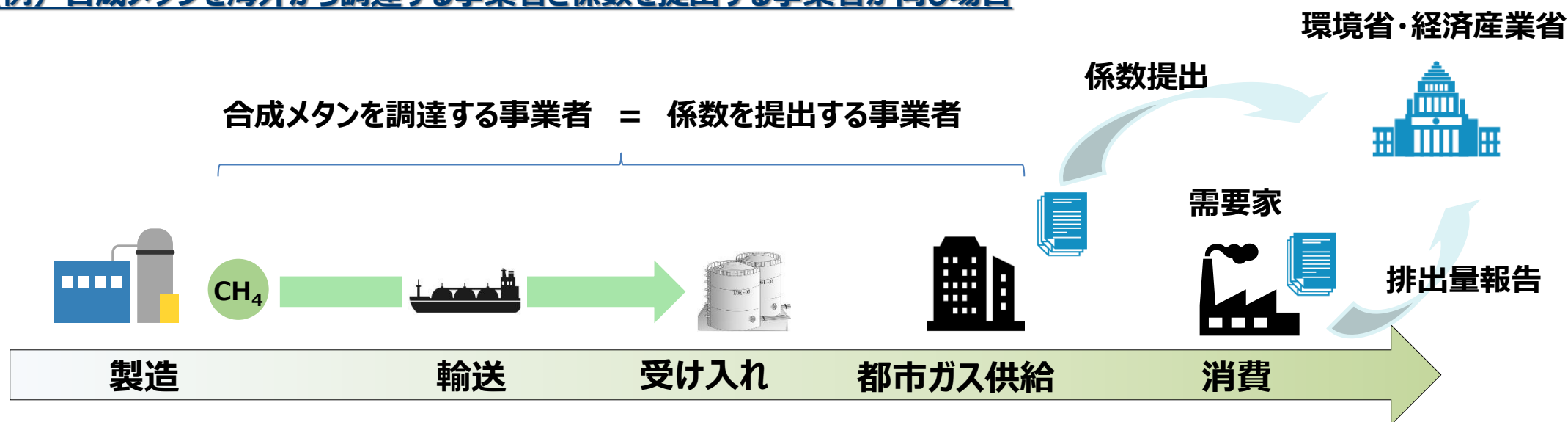
使途の証明に際して必要な情報 (基本)		CCU（CR燃料）の場合	
		原排出者が削減価値を主張する場合	利用者が削減価値を主張する場合
物量関係	当該使途の量	CR燃料にされる量	CR燃料の量
使用者等の 関連情報	使用した者	CR燃料製造者	CR燃料を利用した者 又は CR燃料を需要家に供給した者
	使用日 (又は期間)	引き渡した日	使用日（又は期間） 又は 供給日（又は期間）
	使用地点	CR燃料が製造される地点	CR燃料を燃焼した地点 又は CR燃料を供給した地点
	使用用途	CR燃料の種類	CR燃料の種類

(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

① 託送制度を活用しない場合（調達事業者が自ら小売供給する場合）

- 託送制度を活用しない場合、合成メタンを調達する事業者（以下、「調達事業者」という。）が自ら特定の需要家に小売供給することとなり、調達事業者と係数を提出する事業者は同一となり、根拠資料の提出は可能。

(例) 合成メタンを海外から調達する事業者と係数を提出する事業者が同じ場合



(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

② 託送制度を活用する場合（調達事業者と小売事業者が異なる場合）

- 託送制度を活用する場合、調達費用の申請をする小売事業者が調達事業者となる。
- この場合、合成メタンの排出削減価値は託送分配合成メタン等相当量として合成メタン等調達費を負担する事業者に分配されるため、調達事業者と係数を提出する事業者が異なる。
- 託送制度上、分配される事業者は合成メタン等調達費を負担することになっているにもかかわらず、機微情報を含む合成メタンの根拠資料を入手できず、SHK制度上その価値を主張することができない。
- そこで、係数を提出する事業者（合成メタンを調達する事業者を除く）については、託送分配合成メタン等相当量を係数の算出に用いる場合は、根拠資料の提出は不要としてはどうか。
- その際、託送分配合成メタン等相当量の確からしさを担保するため、事務局では根拠資料と紐づけて確認する必要がある。
- そこで、合成メタンを調達する事業者は、根拠資料を環境省及び経済産業省に提出するとともに、託送負担合成メタン等量と、合成メタン等の注入を行っている地域を提出様式に記載することとし、係数を提出する事業者については、託送分配合成メタン等相当量と、小売供給を行っている地域を提出様式に記載することとしてはどうか。

1. これまでの経緯

2. **本日御議論いただきたい事項**

(1) 事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

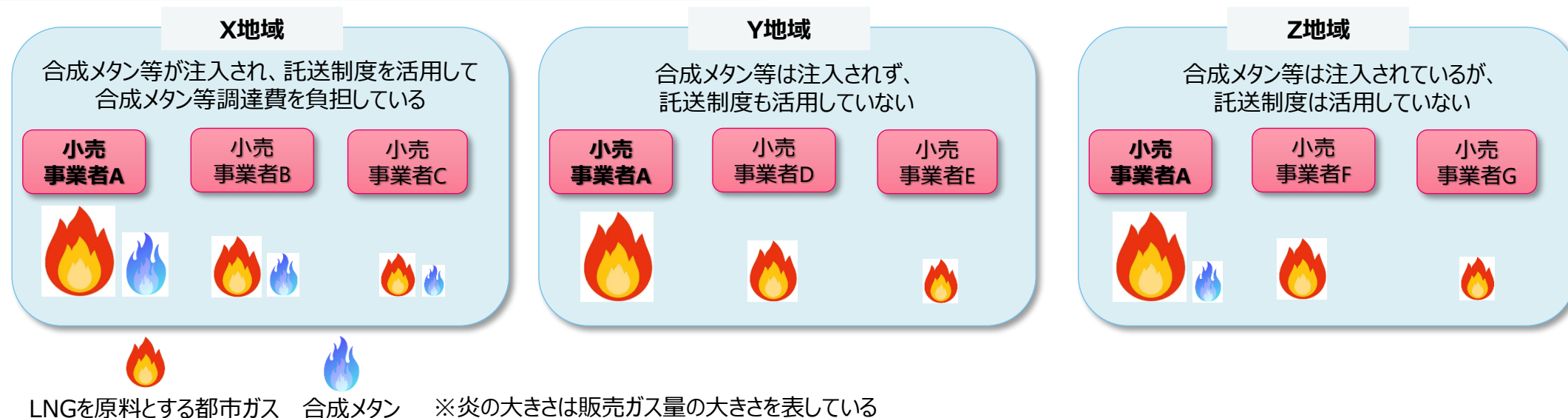
(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について

3. これからの検討事項

(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について①

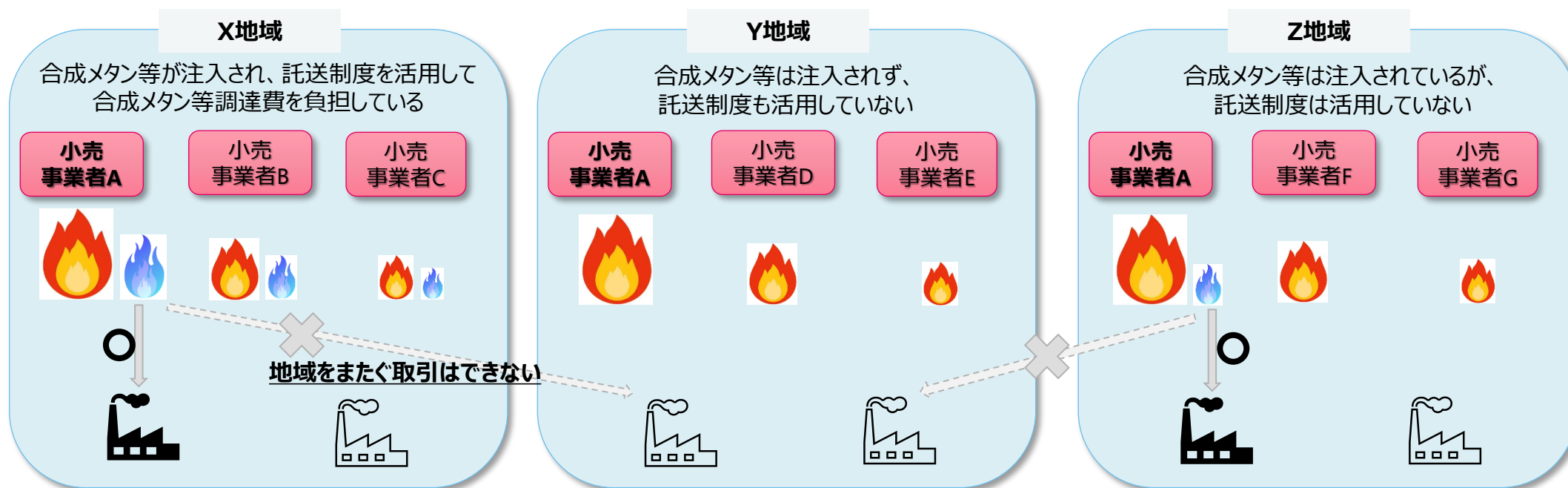
- 第7次エネルギー基本計画において、供給量の1%相当の合成メタン等を導管に注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化していくことを目標とした。
- 今後は複数の地域において、複数の合成メタン等が注入されることが予想される。
- 特に、**複数の地域で小売供給を行う事業者については、託送制度によって合成メタン等調達費が負担された地域と、それ以外の地域で小売供給することが予想される。**
- 現行の通達では、排出係数の公表については、当該ガス事業者の小売供給を行う地域ごとの公表でも可能としている。そのため、合成メタン等が注入または託送制度によって合成メタン等調達費が負担されている地域と、そうでない地域をまとめて、一つの事業者別排出係数を作成することが可能。この場合、**後者の地域に存在する需要家は合成メタン等が注入されず、託送制度も活用されていないにもかかわらず、合成メタン等の排出削減価値を享受することができることとなる。**

複数の地域で小売供給を行う事業者（小売事業者A）のイメージ図



(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について②

- 2024年6月の算定方法検討会において、CR製品の取引については、正確性を確保するため証書のような形式で整備されることが望ましいと整理されており、**証書制度が確立していない段階では、その熱量価値と排出削減価値は一緒に取引される必要がある。**
- そのため、都市ガスの証書制度が確立していない現時点においては、**合成メタンの排出削減価値は、注入または合成メタン等調達費が負担された地域内でのみ主張できることとしてはどうか。**また、バイオガスについても、同様の整理としてはどうか。



【参考】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会の議論

第9回温室効果ガス排出量算定・報告・
公表制度における算定方法検討会
(2024年6月18日)

論点④ これらを証明する方法

- 論点②、③で示した価値の証明の正確性確保には、トレーサビリティの確保やダブルカウントの回避など価値の移転の状況が確認可能であることが必要であり、証書のような形式が整備されることが望ましい。
- 他方、回収CO₂と回収価値、CR製品等と排出削減価値を切り離して別々に取引しない場合は、必ずしも証書である必要はなく、価値を有することを証明できれば足りるのではないか。
- また、流通量が少ない段階では、関係者が限られているため、証書以外の方法であっても、根拠資料を国に提出させることで監督可能であり、正確性が第三者からも確認できるのではないか。
- その上で、将来的に、流通量やサプライチェーンの関係者が増加するなど、状況が変化した場合には、証明の方法を見直してはどうか。
- カーボンリサイクルのサプライチェーンが国境をまたぐ場合であっても、同等の証明をすることで、排出削減価値の主張を可能としてはどうか。

根拠資料として認められるもの（案）

- 本制度と別の枠組みで、虚偽の主張に対してペナルティ等があり、抑止力が働くもの。

（例）

- ✓ 法令等に基づく他制度での報告

・・・虚偽の主張をした場合は他制度上でペナルティ等があるもの

- ✓ 契約書等

・・・書面上で虚偽の主張をした場合は他の法律に抵触する様式のもの

- 上記のような根拠資料を国に提出する

※証書のような形式が整備されれば、証書を有する者が価値を主張可能な旨が明らかであるが、証書以外の方法で証明する場合には、物量関係、使用者等の関連情報に加え、価値を主張できる者が明らかになっている必要がある。

想定される事例

＜合成メタンの場合＞

・原排出者兼回収者であるA社とガス会社B社が、契約書で回収価値の証明に必要な情報及びA社が回収価値をB社に譲渡する旨を明らかにした契約を結び、CO₂を受渡し。

・B社は、A社との契約書及びガスの需要家C社との契約書を根拠資料として添付した上で、調整した係数を国に報告。

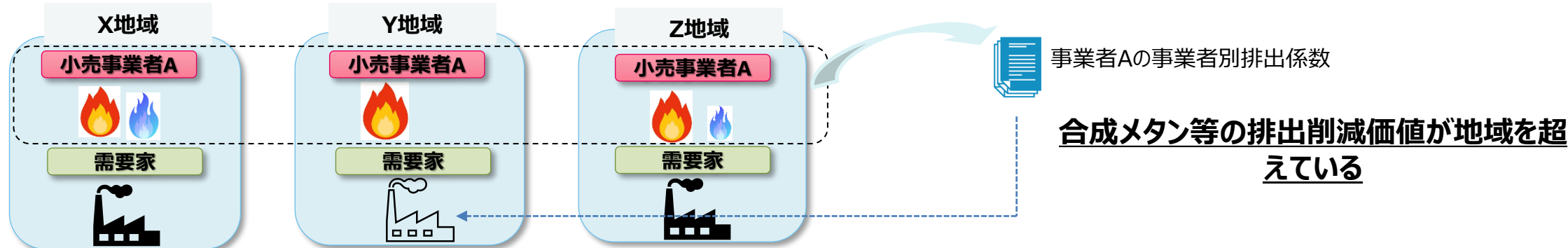
・C社が、SHK制度の排出量報告において、契約メニューに応じたB社の係数を用いて、自社の排出量を算定し報告。

※温対法は虚偽の報告に対して罰則がある。

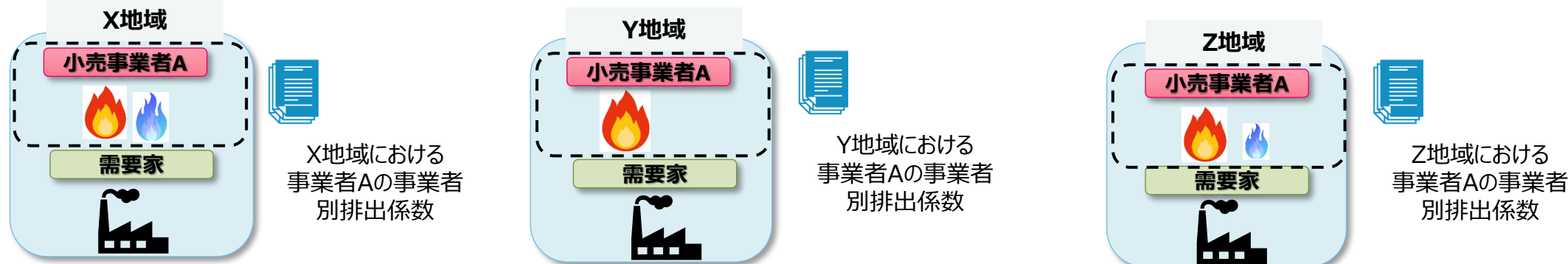
(2) 複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について③

- 複数の地域で小売供給を行う事業者が、事業者別排出係数に合成メタン等による排出削減価値を算入する場合、合成メタン等の排出削減価値が地域を超えて需要家に供給されることとなる。
- そのため、合成メタン等が注入または合成メタン等調達費が負担された地域で小売供給を行う事業者は、当該地域における係数をその他の地域の係数と別で算定し、提出することとしてはどうか。

地域を考慮せず事業者別排出係数を算定する場合



地域を考慮して事業者別排出係数を算定する場合



1. これまでの経緯

2. 本日御議論いただきたい事項

（１）事業者別排出係数算定時の、合成メタンの要件の確認方法について

（２）複数の地域で小売供給を行う事業者の係数について

3. 今後の検討事項

3. 今後の検討事項

託送制度を活用して分配された排出削減価値について、全量を需要家に販売する方法

- **SHK制度では、合成メタン等の排出削減価値は地域へ合成メタン等が注入された当該年度においてのみ需要家への販売が可能。**他方、託送分配合成メタン等相当量は、当該年度が終了してからその量が確定する。そのため、小売事業者は、確定した託送分配合成メタン等相当量に基づいて、注入年度に全量をメニュー販売することができない。
- 需要家においても、年間の合成メタン等によるメニュー購入量に際して、例えば見込量よりも購入実績量が少なくなる等の予見可能性の低いことは、当該メニューの購入に対し消極的になりかねず、合成メタン等の普及が停滞するおそれがある。
- そのため、**託送分配合成メタン等相当量を需要家に全量販売するためには、合成メタン等が注入された当該年度以降も販売可能とすることが必要。**
- その場合、**年度をまたいだ二重計上の防止など**、小売事業者の託送分配合成メタン等相当量の保有量の**適正管理が重要。**
- その管理方法については、今後の係数検討会等で議論することとしてはどうか。

海外から合成メタン等を調達する場合の要件や証明書類について

- 高度化法において、2030年度の目標を1%相当量の合成メタン等を調達して導管に注入することとしているが、一部の事業者は、既に海外からバイオガスの調達を行っている。
- 合成メタンの要件については、通達の別紙2にて措置済みであり、バイオガスの要件については高度化法にて整理されているが、生産が国内で行われた場合と海外で行われた場合については特段整理がされていない状況。
- 今後の合成メタン等の普及拡大に向け、**海外から合成メタン等を調達する場合のサプライチェーン管理に関する要件や証跡について、整理が必要**と考えているところ。既に海外から輸入している燃料や、グリーン燃料証書の実証事業の検討状況などを参考に次回以降の係数検討会にて議論することとしてはどうか。